

副本

令和4年（行コ）第31号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件

控訴人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被控訴人 国（処分行政庁 警察庁長官）

準備書面(2)

令和4年12月6日

東京高等裁判所第9民事部A1係 御中

被控訴人指定代理人 井 上 恵 理 子

前 田 修 作

小 松 美 東 士

清 水 健 太

滝 本 拓

埴 昌 貴

栗 野 将 彰

被控訴人は、本準備書面において、2022（令和4）年9月20日付け控訴人第1準備書面ないし第3準備書面（以下、「控訴人第1準備書面」、「控訴人第2準備書面」、「控訴人第3準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論等を行う。

なお、略称等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例によるほか、原判決の例による。

第1 最高裁令和4年判決に関する控訴人の主張に理由がないこと

1 控訴人の主張の概要

控訴人は、①最高裁令和4年判決は、「独立一体的な情報」とした複数の情報の塊について一括して不開示事由の存否を判断する方法を違法と断じ」たなどとして、同判決により、いわゆる「情報単位論」（もしくは「独立一体的情報論」）は否定されたなどと主張するほか（控訴人第2準備書面3ないし5ページ）、②同判決が「記載内容の相互の関係や同部分の構成等は明らかではない」などと判示したのは、対象文書の記載内容の相互の関係や構成等が明らかではないことを客観的に説明したにとどまるとした上で、同判決の判示内容からすれば、文書の形式や構成にかかわらず、不開示部分に多数（複数）の情報が含まれていれば、それぞれの情報ごとに独立して不開示情報該当性を判断すべきであると主張する（控訴人第2準備書面5及び6ページ、控訴人第3準備書面3及び4ページ）。

2 被控訴人の反論

(1) 上記主張①について

しかしながら、最高裁令和4年判決は、いわゆる「情報単位論」ないし「独立一体的情報論」の適否等について何ら言及しておらず、同判決をもって、いわゆる「情報単位論」ないし「独立一体的情報論」が否定されたなどとは

いえない。この点については、現に、同判決の解説において、「本件の附帯上告受理申立て理由においては、情報単位論は、論旨外と位置付けられていた。」、「この点に関する原審の判断の一部には情報単位論を前提にしていると解されるものが含まれているが、仮に情報単位論を前提としたとしても、原審の認定事実のみから、目録記載1及び2の部分について、それぞれ1つの情報が記録されているものとはいい難く、いずれの見解に立ったとしても、目録記載1及び2の部分について、それぞれ一体的に不開示情報該当性の判断をすべきであったということとはできないように思われる。」、「本判決は、これらの点を踏まえ、目録記載1の部分については、原審の認定事実からすると各項目に異なる情報が記録されていることがうかがわれるとし、また、目録記載2の部分については、原審の認定事実のみでは記載内容相互の関係や同部分の構成等は明らかでないことを指摘した上で、そのような観点から審理を尽くすことなく、一体的に不開示情報該当性の判断をした原審の判断に、違法があるとして破棄差し戻しをしたものであり、その説示の内容に照らしても、情報単位論についての特定の見解を示したものではないと考えられる。」と指摘されているところである（乙30・70ページ）。

したがって、最高裁令和4年判決により、いわゆる「情報単位論」ないし「独立一体的情報論」が否定されたとはいえず、控訴人の上記主張①は理由がない。

(2) 上記主張②について

最高裁令和4年判決は、被控訴人準備書面(1)6及び7ページで述べたとおり、文書Aにつき、2項目で構成されていること及び各項目の記載内容について言及した上で、「異なる情報が記録されていることがうかがわれる」と判示し、さらに文書Bにつき、記載内容について言及した上で「これらの記載内容の相互の関係や同部分の構成等は明らかでない。」と判示し、その

上で「原審は、上記の観点から審理を尽くすことなく、同目録記載1及び2の部分（引用者注：文書A及び文書Bを指す）に記録されている情報について、それぞれ一体的に情報公開法5条6号イ所定の不開示情報に該当するか否かを判断したのであり、この原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」、「それぞれ説示したところに従って、同目録記載の部分に記録されている情報が情報公開法5条6号イ所定の不開示情報に該当するか否か等につき更に審理を尽くさせるため、（中略）本件を原審に差し戻すこととする。」としている。

上記判示内容を踏まえれば、最高裁令和4年判決は、不開示部分に「異なる内容の複数の情報」が記載されているか否かの判断にあたり、記載内容相互の関係や構成を検討する必要があると考えていることは明らかである。

したがって、控訴人の上記主張②は理由がない（仮に、控訴人の主張するとおり、不開示部分に単に「複数（多数）の情報」が含まれていれば足りるのであれば、最高裁令和4年判決は、文書A及び文書Bの記載内容について言及しているのであるから、あえて原審に差し戻さず、自判することも可能であったと解され、このことから、控訴人の上記主張②に理由がないことは明らかである。）。

なお、この点に関し、最高裁令和4年判決の事案で裁判長を務めた宇賀克也裁判官は、「新・情報公開法の逐条解説（第8版）」（甲第37号証135及び136ページ）において、最高裁平成30年判決における山本庸幸裁判官の「ア・プリオリに、独立一体的情報はどこまでかという無用の議論をするのではなく、むしろ、一般的に、文書の場合であれば文、段落等を、図表の場合であれば個々の部分、欄等を単位として、相互の関係性を踏まえながら個々に検討していき、それぞれが行政機関情報公開法5条各号のいずれかに該当するか否かを判断することで、必要かつ十分である」との意見を紹介

しており、文書の形式や構成、記載内容相互の関係性を踏まえた検討を行う必要があることについて肯定的な立場を示しているものと解される。

第2 本件文書の各欄の記載内容に関する控訴人の主張に理由がないこと

1 「名称」欄について

(1) 控訴人の主張の概要

控訴人は、①「名称」欄の記載内容の多くは1つの情報だと考えられるとしながらも、「中には、容易に区分が可能なファイル簿の名称が存在することが明らかになっている。」などとして、別件開示文書の甲12の1ないし18の同欄の一部開示状況について言及し、同文書の一部開示部分は、不開示部分と「容易に区分できる別の情報である」旨主張する（控訴人第3準備書面4及び5ページ）。

このほか、控訴人は、②「名称」欄において、特定の事件・犯罪の名称でなく、対象者の記載も保有開始時期を推知させる記載もない部分については、それ以外の部分と区分して開示をしなければならない旨も主張する（控訴人第1準備書面3ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 控訴人の上記主張①は、要するに、別件開示文書の甲12の1ないし18に対応する本件文書（対応順に、乙27の49ないし53、55ないし58、60ないし62、59、63ないし66、48（甲43参照））の「名称」欄には、別件開示文書の甲12の1ないし18で一部開示済みの内容と同内容の記載がされていることを前提に、別件開示文書の甲12の1ないし18で開示済みの内容と、それ以外の内容とは、「容易に区分できる別の情報」に該当する旨主張する趣旨であると解される。

しかし、被控訴人答弁書24及び25ページで述べたとおり、別件及び

本件開示文書である保有個人情報管理簿は、必要に応じて随時更新されており、別件開示文書と本件開示文書とでは、それぞれ開示請求日及び開示決定日が異なることから、同一の内容ではないところ、別件開示文書の甲12の1ないし18の「名称」欄の記載と、それに対応する本件文書の乙27の49ないし53、55ないし58、60ないし62、59、63ないし66、48の「名称」欄の記載は、いずれも同一ではない上、別件開示文書の甲12の1ないし18の「名称」欄において不開示としている部分は、これに対応する本件開示文書の「名称」欄においても不開示としている。

さらにいえば、本件各文書の「名称」欄には、当該保有個人情報管理簿の名称が記載されているところ、同欄には、並列的に複数の名称が記載されているものは存しない（例えば、「A及びB」などと、複数の名称が並列的に記載されているものは含まれていない。）。

したがって、控訴人の上記主張①は前提を誤っており、理由がない。

イ また、本件各文書の「名称」欄には、いずれも、原判決がいうところの「類型的機微情報」ないし「他欄推知情報」が記載されているから、控訴人の上記主張②は理由がない。

2 「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄について

(1) 控訴人の主張の概要

控訴人は、別件開示文書の乙27の21及び22の「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄には「2つの係名」が記載されているとし、他の本件文書の同欄の不開示部分においても同様に「2つの係名」が記載されている場合には、個別の係名ごとに不開示事由該当性が検討されなければならない旨主張する（控訴人第3準備書面5ページ）。

(2) 被控訴人の反論

控訴人が上記主張でいう「2つの係名」というのは、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄において、当該保有個人情報管理簿の利用に供される事務をつかさどる係の名称が、並列的に複数記載されていることを指すものと解される。

しかし、そもそも、本件文書の「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の不開示部分には、控訴人が主張するところの「2つの係名」が記載されているものは存しないから、控訴人の上記主張は理由がない。

3 「利用の目的」欄について

(1) 控訴人の主張の概要

控訴人は、本件文書の乙27の1の「利用の目的」欄には「2つの情報」が記載されているとして、他の本件文書の同欄の不開示部分に「2つの情報」が記載されている場合には、個別の情報ごとに不開示情報該当性が検討されなければならない旨主張するようである（控訴人第3準備書面5ページ）。

(2) 被控訴人の反論

控訴人が例に挙げる乙27の1の「利用の目的」欄には、「犯罪予防及び犯罪捜査」と記載されているところ、控訴人が上記主張でいう「2つの情報」とは、同欄において、当該保有個人情報管理簿の利用の目的が複数並列的に記載されているものを指すものと解される（例えば、「A及びB」などと記載されているものを指すものと解される。）。

この点、同欄において複数の目的が並列的に記載されている場合があるとしても、これは、いずれも当該保有個人情報管理簿の利用の目的という共通項がある上、被控訴人準備書面(1)9ページで述べたとおり、これらは同欄に一連の内容として記載されており、それぞれの項目は相互に密接な関連性を有していることから、同欄の記載内容全体が単一の情報であるといえる。

上記の点をおき、本件文書の同欄の不開示部分において、控訴人がいう「2

つの情報」が記載されているものが含まれるとしても、これらにはいずれも
原判決がいう「類型的機微情報」が含まれていることから、不開示情報に該
当することは明らかである。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

4 「記録される項目」欄について

(1) 控訴人の主張の概要

控訴人は、本件文書の乙27の5ないし9、15、29、38、41の「記
録される項目」欄や、別件開示文書の甲26の1及び甲24の1の同欄には、
いずれも「複数の区分可能な情報」が記載されているとして、本件文書の同
欄の開示部分にも、「複数の区分可能な情報」が記載されている場合があ
る旨主張するとともに（控訴人第3準備書面5及び6ページ）、別件開示文
書の甲12の4、13、18及び甲24の1の同欄の一部開示状況からすれ
ば、同欄に記載されている複数の情報のうち、「類型的機微情報」に該当す
るものはごく一部であるから、不開示情報該当性が認められるのは当該一
部分のみである旨主張するようである（控訴人第1準備書面4ページ）。

(2) 被控訴人の反論

控訴人が上記主張でいう「複数の区分可能な情報」というのは、「記録さ
れる項目」欄において、当該保有個人情報管理簿に係る個人情報の経常的提
供先複数の項目が記載されている場合の個別の項目を指す趣旨であると解さ
れる。

この点、同欄において複数の項目が記載されている場合があるとしても、
これは、いずれも当該保有個人情報管理簿に記録される項目という共通項が
ある上、被控訴人準備書面(1)9及び10ページで述べたとおり、これらは
同欄に一連の内容として記載されており、それぞれの項目は相互に密接な関
連性を有していることから、同欄の記載内容全体が単一の情報であるといえ

る。

その上で、複数の項目のうちの一部が「類型的機微情報」に該当すれば、同欄の記載内容全体が単一の情報といえるから、これを細分化して開示すべきとする控訴人の主張は理由がない。

5 「本人として記録される個人の範囲」欄について

(1) 控訴人の主張の概要

控訴人は、本件文書の乙27の58、62、69及び81の「本人として記録される個人の範囲」欄にはいずれも複数の情報が記載されているほか、別件開示文書の甲24の1、2及び甲26の2の同欄の一部開示状況も踏まえれば、同欄には「複数の区分可能な情報」が記載されている例があるなどと主張するとともに（控訴人第3準備書面6及び7ページ）、別件開示文書の甲12の14ないし16の同欄の一部開示状況からすれば、本件文書の同欄の不開示部分において、類型的機微情報に該当する情報はごく一部であり、類型的機微情報に該当しない部分は開示されなければならない旨主張するようである（控訴人第1準備書面4ページ）。

(2) 被控訴人の反論

控訴人が上記主張でいう「複数の区分可能な情報」というのは、「本人として記録される個人の範囲」欄において、当該保有個人情報管理簿において本人として記録される個人の範囲が複数記載されている場合をいうものと解される。

この点、同欄において本人として記録される個人の範囲が複数記載されている場合があるとしても、これは、いずれも当該保有個人情報管理簿に本人として記録される個人の範囲という共通項がある上、被控訴人準備書面(1)9及び10ページで述べたとおり、これらは同欄に一連の内容として記載されており、それぞれの項目は相互に密接な関連性を有していることから、同

欄の記載内容全体が単一の情報であるといえる。

その上で、複数記載されている本人として記録される個人の範囲のうち、一部が「類型的機微情報」に該当すれば、同欄の記載内容全体が単一の情報といえるから、これを細分化して開示すべきとする控訴人の主張は理由がない。

6 「記録される個人情報の経常的提供先」欄について

(1) 控訴人の主張の概要

控訴人は、本件文書の乙27の21ないし23の「記録される個人情報の経常的提供先」欄には「区分可能な複数の情報」が記載されているとして、他の本件文書の同欄の不開示部分において「区分可能な複数の情報」が記載されている場合もある旨主張するようである（控訴人第3準備書面7ページ）。

(2) 被控訴人の反論

控訴人が上記主張でいう「区分可能な複数の情報」というのは、「記録される個人情報の経常的提供先」欄における当該保有個人情報管理簿に係る個人情報の経常的提供先が、並列的に複数記載されていることを指すものと解される。

この点、本件文書の同欄の不開示部分において、個人情報の経常的提供先が複数記録されている場合があるとしても、これらはいずれも類型的機微情報に該当するから、控訴人の上記主張は理由がない。

7 「保有開始の年月日」欄について

(1) 控訴人の主張の概要

控訴人は、本件文書の乙27の1及び84の「保有開始の年月日」欄や開示された他の欄の記載内容を前提として、本件文書の同欄の不開示部分を開示したとしても、警察の情報収集活動の時的範囲が明らかになったり、警察

の捜査活動に支障が生じることはない旨主張する（控訴人第1準備書面5ページ）。

(2) 被控訴人の反論

しかし、「保有開始年月日」欄には、「当該保有個人情報管理簿により管理されている個人情報ファイルを、いつから保有することとしたか、その年月日」が記載されており、本件文書の乙27の1及び84だけに限らず、同欄を不開示としている全ての本件文書において、同欄に記載された情報を開示した場合、開示されている他の記載欄に記載されている情報のほか、既に公となっている規則、訓令、通達等の作成年月日や内容等と照合するなどの方法により、当該個人情報ファイルの名称や当該保有個人情報管理簿の内容が推認され、原判決16及び17ページにおいて判示されたとおりの支障が生じるおそれがあることは明らかである。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

8 「保存場所」欄について

(1) 控訴人の主張の概要

控訴人は、本件変更決定において、本件文書の乙27の85ないし100及び114ないし120の「保存場所」欄が開示されているところ、これらの文書において同欄が開示された理由が不明であって、処分行政庁は、保有個人情報管理簿の保存場所が明らかになったとしても、反社会勢力等がこれを取得しようとしたり、破壊しようとする可能性がないことを自認したといえるなどと主張する（控訴人第1準備書面6ページ）。

(2) 被控訴人の反論

この点、処分行政庁が本件変更決定において本件文書の乙27の85ないし100及び114ないし120の「保存場所」欄を開示したのは、これらの文書において、本件開示決定により新たに開示した他の欄の記載内容のほ

か、すでに公になっている規則、訓令、通達等の作成年月日や内容等と照合するなどの方法により、当該文書の「保存場所」欄の内容が明らかになることから、本件開示決定で同欄を開示したものである。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

9 「備考」欄について

(1) 控訴人の主張の概要

控訴人は、①別件開示文書の甲12の1の「備考」欄の記載内容及び開示状況からすれば、同欄には「容易に区分可能な多数の情報」が記載されており、うち一部の情報のみが不開示情報に該当するにすぎない旨主張するほか、別件開示文書の甲24の1の同欄の記載内容からすれば、同欄に記載された複数の情報には何ら関係がない旨主張する（控訴人第3準備書面7ページ）。

また、控訴人は、②本件変更決定において、被控訴人は本件文書の乙27の82ないし100及び114ないし120の「備考」欄を開示しており、これらの文書の同欄に不開示情報が記載されていなかったといえることからすれば、引き続き不開示とされている同欄においても、不開示情報が記載されているとはいえないし、③別件開示文書の同欄の記載内容や開示状況からすれば、不開示情報に該当するのは同欄の記載内容のごく一部であって、同欄全体を不開示とするのは、「おそれ」要件の濫用である旨主張する（控訴人第1準備書面6ないし8ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア この点、本件変更決定において、本件文書の乙27の82ないし100及び114ないし120の「備考」欄を開示したのは、以下の理由による。

すなわち、元々、本件開示決定の際は、原審被告準備書面(1)24ないし32ページ、原審被告準備書面(2)24ないし33ページ等で述べたとおり、本件対象文書の各記載欄の一部でも開示すると、一部開示請求の対

象文書と照合することにより、一部開示請求の対象文書が全体の中でどの位置にあるのか等を把握することができたり、管理簿の増減・存否等の傾向を経時的ないし経年的に把握することが可能となり、ひいては警察活動の実態等を把握または推察されることにもつながりかねないことから、各記載欄を全部不開示としていた。しかし、原判決において、原審被告の上記主張が否定されたことから、これを受け、処分行政庁において、改めて各記載欄に「類型的機微情報」ないし「他欄推知情報」が含まれているか否かを個別に検討したところ、上記各文書の「備考」欄は空欄ないし「―」との記載にとどまっていたことから、「類型的機微情報」や「他欄推知情報」は含まれておらず、不開示情報は存しないと判断したことによる。

他方、引き続き不開示としている同欄については、空欄ないし「―」との記載にとどまるものは含まれていない。

したがって、本件変更決定において同欄を開示した文書と、引き続き同欄を不開示としている文書には明確な違いがあることから、両文書を混同して論じる控訴人の上記主張②は理由がない。

イ また、控訴人が上記主張①においていう「容易に区分可能な多数の情報」というのは、「備考」欄において、「1 ○○」、「2 ○○」などとして複数の事項が記載されている場合の個別の事項を指す趣旨であると解される。

この点、同欄において複数の事項が記載されている場合があるとしても、これらは、いずれも当該個人情報ファイルを管理する又は取り扱う上で必要な情報という共通項がある上、被控訴人準備書面(1) 1 1及び1 2ページで述べたとおり、これらの複数の項目は同欄内に一連の内容として記載されており、しかもいずれかの情報が欠けることにより、当該個人情報ファイルを取り扱う者の管理又は取扱いに支障が生じるなど、これらの複数

の項目は相互に密接な関連性を有しているといえ、「容易に区分可能な多数の情報」といえない。

したがって、同欄全体の記載内容につき不開示情報該当性を吟味すれば足りるから、控訴人の上記主張①及び③は理由がない。

ウ なお、控訴人は、上記イの点に関し、別件開示文書の甲24の1の同欄には「1 記録媒体 電磁的記録」、「2 関連通達 「氏名手配業務支援プログラムによる指名手配業務実施要領の制定について」(平成17年2月18日付け警察庁丁刑企発第71号、丁情管発第85号、丁通施発第25号)」と記載されているところ、これらの各記載は相互に関連するものとはいえないと主張するが、記録媒体に係る記載は、当該個人情報ファイルが電磁的記録であることを示しており、関連通達に係る記載は、当該電磁的記録の取扱い(取り扱う上での留意事項、削除要件等)や管理に係る情報が記載された関連通達を示していることから、これらの各記載が相互に関連するものであることは明らかである。

また、控訴人は、別件開示文書の「備考」欄に記載された情報と、これに対応する本件文書の同欄に記載された情報はほぼ同じ内容であるとも主張するが、別件開示文書(甲32の1ないし6)の同欄の記載内容と、これに対応する本件文書(乙27の74、75、77ないし80)の同欄の記載内容は、いずれも同一ではないから、控訴人の上記主張はその前提を誤っていることを付言しておく。

第3 その他

控訴人は、被控訴人に対し、「再度、本件開示文書の不開示部分を吟味し、項目・欄ごとではなく、各情報ごとにその概要と共に具体的に不開示事由を主張立証する」ことを求めているが(控訴人第2準備書面6ページ)、前記第2

で述べたとおり、各欄の記載全体で不開示情報該当性を検討すれば足りるから、上記釈明に応じる必要はないものと思料する。

第4 結語

以上のとおりであるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以 上